

被告答弁書(要約)

平成17年9月30日

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 請求の原因に対する認否

1 当事者

(1) は不知、(2) は被告が都知事であることは認めるが、それ以外は否認若しくは争う。

2 本件発言の内容

(1) も (2) も認める。ただし、「笑止千万」はフランス語に対するものではない。

3 名誉毀損等

(1) フランス語に対する一定の評価であって、フランス語を使用する者に対する侮蔑的评价の公言ではない。

(2) (3) いずれも争う。

4 虚偽性と人格権侵害

(1) ~ (4) の記載事実は概ね認めるが、法的評価は争う。

5 救済 争う。

第3 被告の主張

- 1 不法行為における「名誉」とは、人格的価値について社会から受ける客観的評価すなわち社会的な名誉のことであり、名誉毀損とはその社会的評価を低下させる行為である。また名誉毀損が成立するためには被害者が特定されていることが必要。たとえば「東京都民」と言うだけでは成立しない。
- 2 本件発言はフランス語に対する評価あるいは意見表明にすぎず、フランス人やフランス語研究者に対する「事実摘示行為」ではないから名誉毀損は成り立たない。仮に「フランス語」が「フランス語を母国語(ママ)とするもの」を指すとしても、上記1によって名誉毀損行為とはならない。